議会活動の在り方検討特別委員会記録

招集(開催)	年日日	△₹	口2年9月25日(金)
			12 年 9 月 2 3 日 (金) 町役場 全員協議会室
			中克美委員長、寺垣智章副委員長、橋本恒委員、升井祐子委員、 コボス系員、
			日洋子委員、吉田保雄委員、杉村宏委員、宮本純一委員、
	* P		1耕司委員、澤治樹委員、柳正敏委員(副議長)
	義 員	なし	
議長の	出席		(足立義明議長)
職務出	席者		浩次議会事務局長、中島理惠書記
傍 聴	者	なし	
開	会		竹11時02分
記録	者		除事務局 鈴木浩次
審査	事 項	別組	代日程表のとおり
	協_		議の経過
日程	発言	者	内容
1. 開会	田中委員	長	議会活動の在り方検討特別委員会を開会する。
2. あいさつ	田中委員	長	議長、あいさつをお願いする。
	足立議長		新聞で見られたと思う。今日の日程の3番目の問題は、智頭町議
			会の中で議論されて、智頭町議会の結論が新聞に出た。東部四町の
			議会の中で、次はおそらく八頭町辺りが結論を出してくると思う
			し、若桜町も結論が出る段階に来ていると聞いている。
			岩美町議会も次の選挙から議会にできる限り出やすい環境づくり
			の一環として、議員報酬のことも皆さんと一緒に考えてほしい。改
			選の1年前を目途にということなので、できるならば、その日程に
			合わせた岩美町議会なりの結論を出していただきたい。
			いろいろなご意見があると思うが、決して上げることを前提とし
			た議論ではなく、あくまでも皆さんを含めて次の議会に立候補しや
			すい環境づくりの一つとして、できる方向で考えていただきたい。
			他の4町も報酬審議会をつくる方向で進んでいる。岩美町の報酬
			審議会は、これまでのメンバーはどうなるかな。
	鈴木議会	事務	報酬審議会は、審議案件が生じたときに立ち上げて、委員を決め
	局長		ることになっている。
			前回答申を頂いたときのメンバーは、町長が諮問する時に選任し
			て委嘱し、結論が出るまでの任期で、答申を頂いて解散している。
	田中委員	長	審議会に諮問をすることになっているか。
	足立議長		そういう段階だ。智頭も一部議員さんに反対があった。このたび
			補選で出られた方だったそうだ。話し合ってきちんと理解してもら
			う努力をすると聞いている。その結果が前回の新聞報道になった。
			もちろん、今日も局長が言っていたが、岩美町も報道機関から報
			酬についての考え方を盛んに聞かれている。それに対しては、この
			特別委員会で審議しているというふうに報告している。
			結論らしきことや方向性が出た時点で言わざるを得ない時期が来
			るかもしれない。前回1000円から2000円引き上げた、これ

	までの経過が新聞に出るかもしれない。ご承知いただきたい。
鈴木議会事	
局長	最初に、智頭町議会が報酬の条例改正を可決したときに、すぐに
	日本海新聞に出たが、その日本海新聞社から岩美町の状況について
	尋ねられた。その際は、先回1000円から2000円引き上げた
	ことについて問われ、それについては、町長部局の特別職も含めて
	審議会に諮問して、答申いただいた内容で上げているけれども、議
	員不足を解消するためということではなく、議員報酬を定期的に見
	直そうということの中で、町長等の給料と同じ時期に見直しをして
	いるもので、最近では30年、その前は27年のことで、それ以前
	はずっと報酬の額は見直されていなかったというようなことを説明
	させていただいた。
	一日二日前、朝日新聞と山陰中央新報からもあって、それについ
	ても同じような説明をしている。議員のなり手不足については、東
	部の4町の議会で今の時期に議論しようと申合せをしているので、
	岩美町議会もそのことについては特別委員会で議論をしているとこ
	ろだと説明している。そのような内容が新聞に出るかもしれないと
	いうことをご承知いただきたい。
田中委員長	今までのところで、何か質問があるか。
3. 協議事項 田中委員長	協議事項に入る。
	その前に、前回の委員会で確認したことを改めて報告したい。二
	つある。それは、これまでの継続した議論に決着をつけたというこ
	とだ。議員活動領域Xの範囲を、町主催の行事、それと同程度の行
	事への出席とするということで、したがって地元行事への出席は対
	象外とするということだ。
	もう一つは、議員個人の広報活動について、広報活動に要する時
	間を領域Xの範囲に含める。これは、たぶん岩美町議会が初めてに
	なると思う。報酬の対象として算定する議員活動の領域Xの一つと
	して、議員個人の広報活動に要する時間も含める。これは、後々町
	民との意見交換などでどういう意見が出てくるか分からないけれ
	ど、問題提起という面を含めている。この二つの点を前回の委員会
	で確認した。
	今日は、協議事項にも書いているように、前回の引き続きで、議
	選監査委員との連携、それからこの議員活動領域のことについて決
	着がついたので、これから議員活動の実態調査について進めたい。
	繰り返し述べているが、調査のためだけの期間ではないので、調
	査やそのまとめをしながら同時に、必要な検討事項についての協議
	は進めていくことにしている。今後の検討事項、協議事項、それか
	らスケジュールとは主に議員報酬に関わる我々の活動スケジュール
	ということになる。以上のようなことで、今日は進めたい。
(1) 田中委員長	(1)議選監査委員との連携について
	この問題については、江藤教授の論文の中で提起されていること
	を参考に、このことから始めてはどうかと、前回の委員会で私から
	提案した二つのものを、私から提出した資料に再掲している。議員

		研修会を議選監査委員講師で行うことと、監査報告会を定例的に行
		ってはどうかということだ。
		このほかにもあるかと思うが、この点も、9月議会は今月終わっ
		て、次の12月定例会を控えて、できれば議選監査委員との連携の
		活動を12月議会から始めたいと思っている。できれば今日、結論
		を得たいと思う。ご意見はないか。
澤孝	委員	研修会と報告会は、どう使い分けるのか。
田中	中委員長	「9月定例会での決算審査意見書に基づき」とは、文字通り1年
		間の決算について、「その他の定例会」は定例会ごとに四半期のも
		のがあると思う。これらは監査についての報告会だ。
		研修会というのは勉強会だ。我々が勉強する講師を議選監査委員
		にお願いするということだ。これは基本的に1回で終わるかもしれ
		ない。いつするかは別だ。12月から連携活動しようとなれば、必
		ずしも12月議会までに研修会をするということではない。
澤孝		前回の議論では報告会だけというふうに捉えていた。
田中	中委員長	前回、この二つを並べて書いていた。
澤孝	委員	研修会がよく分からない。
田中	中委員長	例えば、監査制度だとか、「そもそも」を含めて、議員が監査に
		ついて勉強するということで、その講師を議選監査委員にお願いす
		るという意味だ。
足立	立議長	事務的なことだが、費用弁償が発生する研修会なのか。勉強会と
		いうことで、単にそういう会なのか。
田中	中委員長	研修会だと費用が発生して、勉強会だと費用が発生しないのか。
		そんなことはない。
足立	立議長	事務的にどう処理すればいいのか。
田中	中委員長	私が勉強会と言ったのは、議員が勉強するための講師を監査委員
		にお願いするということであって、どういう形でやるかは別の話
		だ。
足立	立議長	だから、事務方としては確認が必要だ。
田中	中委員長	どういう形でするかは、その時に相談すればいい。我々の勉強の
		講師を監査委員にお願いしたいということで、それをどういう形で
		するかは別の話だ。
柳蓼	委員	監査委員との研修や監査報告会をするという前提で議論されてい
		るようだ。監査委員に関しては守秘義務でもめた自治体議会もあっ
		て、私は、監査は監査の業務一本で、監査の仕組みなどの研修は、
		きちんとした講師の先生を招いて勉強するべきだと思う。
		いくら議選監査委員でも、我々が実際に追及すると、守秘義務に
		抵触する部分が出てくると思う。監査の中身も、例月出納検査、定
		期監査も含めて、すべて報告書が提出されている。議会活動として
		前向きな委員長の提案も理解はできるけれど、監査の中身とか監査
		の在り方についてとか監査とは何かとか、そういうことについて
		は、議会として議長にお願いして、専門の講師にお願いして研修す
		べきではないかと思っている。
澤孝	委員	監査をする立場として、基本的な事柄があることはあるが、それ

	T	
		以外に、その監査委員によって、それぞれ与えられた役職としての
		視点で、監査の方法がいろいろあると思う。本来のあるべき監査委
		員の役目を学ぶのであれば、地方自治法に関わるような専門的な講
		師にお願いした方がいいと思う。私自身も知らない部分がある。
	田中委員長	具体的に言うと、我々議員には町村議長会が発行する議員必携と
		いうのがある。おそらく監査委員にも、見たことはないが監査必携
		のようなものがあると思う。それを使って講師をしてもらいたい。
	澤委員	監査必携とか監査基準とかがあるだけだ。それを読む程度にな
		る。
	田中委員長	読むか講義をするかは別にして、講師を議選監査委員にお願いす
		る。それは、議選監査委員と議会の連携ということで言っている。
		どこかの大学教授が講義するようなことは頼んでいない。
	澤委員	内容については任せてもらえるか。
	田中委員長	それは、もちろんだ。
	澤委員	資料を配るだけでもいいか。
	田中委員長	それは資料提供者であって講師ではない。それでは困る。
		議員にとっては、議員必携が全てで、それ以上のものはないと思
		っている。監査委員には、見たことはないが、おそらく議員必携に
		相当する監査必携のようなものがあると思うので、それに基づいて
		話をしてもらえたらいいと思っている。
	足立議長	監査の基本的なことを勉強する会なのか、監査の中でも岩美町の
		実務を監査した中での監査委員の所見を聞く会なのか。目的によっ
		て、専門家に聞くのがいいのか監査委員に聞くのがいいのか、これ
		から検討すればいいことだ。
	田中委員長	入り口として我々同士が勉強しようと言っている。その上で、も
		っと深めようとなれば大学の先生を呼べばいい。そこから始めよう
		という提起だ。そんなに難しく考えていない。
	足立議長	副議長が言うように、全体的なことを勉強するなら、県の議長会
		から呼んできて話をしてもらってもいいと思った。あまり難しく考
		えないということのようだ。
	田中委員長	議選監査委員との連携だから言っている。
	澤委員	基本的なことだけでよければ、読むだけになるかもしれないが、
		その程度であればできると思う。
		二つ目の意見交換が一番引っかかる。執行部から出された資料の
		金額や数式を我々が見て、適当かどうかの判断をしている。その数
		字や数式に意見を言われても、監査委員は答えられない。
	田中委員長	意見交換であって、質疑ではない。議選監査委員を質す会ではな
		い。質す場にはしない。
	澤委員	聞かれても答えられない。
	田中委員長	答えられないものは、答えられないと言うしかない。
		意見交換と書いているのは、質疑の場にはしない、監査委員の姿
		勢を質すような場にはしないということだ。
		意見交換を踏まえて、その後、議選監査委員がどのような行動を
		とるかは、それぞれ監査委員の判断だ。
l	i	

澤委員	定期監査や決算審査の意見書や報告書があるが、実際に議選監査
	委員は決算審査特別委員会には出ないほうがいいということで、傍
	聴もしていない。結果論かもしれないが、参加していれば意見交換
	で出るような意見も分かることだ。
田中委員長	それは違うと思う。意見交換の前提は、意見書や報告書の文書が
	あって、その説明や報告があって、それを踏まえて意見交換をする
	ことになる。
澤委員	書類は既に本会議に提出されていて、それに対して質疑がある。
田中委員長	それは、この報告会をいつするかによる。
澤委員	本会議に提出される前にするということか。
田中委員長	具体的にいつするかは相談しないといけない。
鈴木議会事務	実務的なことを申し上げたい。監査委員の基本的な業務として、
局長	毎月の例月出納検査があって、お金の出し入れを毎月検査される。
	その結果は、定例会ごとに、議会資料の中に3か月分をまとめて報
	告させていただいている。
	定期監査は、法律では監査委員が一定の時期を決めて、町の業務
	について監査をすることになっている。岩美町では基本的に前年度
	の事務について、だいたい6月、7月頃に、全部の課の仕事を監査
	させてもらっている。監査報告書にまとめて、今回も9月定例会に
	皆さんお配りしている。これが、報告書としてまとまって執行部に
	提出されるのが、9月に入ってからで、定例会の直前だ。
	決算審査意見書についても、決算審査を8月16日くらいから始
	めて、定例監査の報告書と同じ時期に意見書としてまとめて、9月
	定例会の前の週に町長に提出している。その後に公表している。
	議会は9月定例会でその意見書や報告書を参考に決算審査をする
	が、議員がその内容を読み込んで、定例会の中で質疑をされる。
	今の議論で言うと、報告書が出されてから定例会までの1週間あ
	るかないかの時期に、説明してもらって意見交換をすることにな
	る。この部分については、ある町の議会では、意見書や報告書を本
	会議場で代表監査委員が報告して、報告の仕方はいろいろあると思
	うが、ある資料では30分くらいかけているところもあるが、報告
	をして、それに対しての質疑の時間を設ける議会もある。岩美町で
	は、そういう運用はしていない。
田中委員長	高齢者医療広域連合の議会ではやっている。
	私が書いた資料の「その他の定例会では定期監査報告書」は、江
	藤論文に書いてあった言葉のとおりだ。これは、岩美町の場合、正
	しくは「例月出納検査」の報告ということになるのか。
	局長の説明で分かったことは、岩美町の場合は、定期監査報告書
	は9月定例会の1回だ。その他の定例会の時は、定期監査報告は正
	しくなくて、例月出納検査の書類になるということだ。9月定例会
	では、決算審査意見書のところは、決算審査意見書と定期監査報告
	書でもいいわけだ。
鈴木議会事務	余分なことを言うかもしれないが、議員の一般選挙の年は、選挙
局長	が7月にあるので定期監査業務に支障があって、改選後に定期監査

T	
	を行っているので、監査報告書は12月定例会の前に提出してい
	る。決算審査意見書は、時期的なことも法律の規定があって、次の
	年の予算を提案するまでに意見書を提出する必要があるので9月に
	提出している。
田中委員長	12月でも間に合うが、以前は12月にしていたものを、実効性
	が乏しいので前倒しした。
	この監査報告会についてはどうだろうか。やったことも想定した
	こともないので、どんなことになるのかイメージが浮かばない。
柳委員	議員の地位で監査の役割を知っておくことは必要だと思うけれ
	ど、代表監査委員がおられて、身内的な監査だけでは駄目というこ
	とで議選監査委員を置いて、執行部に刺激と緊張感をという仕組み
	だと思う。もっと言えば外部監査ということもあるが、町村はそこ
	までで止めている。
	私の持論だが、議会が監査に対してまた監査するというのはおか
	しいと思う。監査の中身について詳しく数値的にも把握しようと思
	えば、決算の意見書等々が一番だと思う。これについては議選監査
	委員との意見交換ではなく、9月定例会で決算委員会や分科会が開
	かれるから、そこで担当課に聞けばいいと思う。監査委員の仕事は
	守秘義務にかからないところで法律に基づいて報告書等が提出され
	る。それ以外のことを求めるのは、ちょっと行き過ぎではないか。
	監査委員には監査の仕事をしてもらって、監査報告書や意見書に
	ついては、町長や担当課長にしっかり聞ける機会はあると思う。
田中委員長	監査委員を質すものではない。
柳委員	定期的に意見書が出ず、報告書も出ずということなら別だが、き
	ちんと我々に公表できるだけの数字を提示される。それに対して
	は、質疑や一般質問として町長や担当課長に聞くべきだと思う。
田中委員長	監査委員を質そうとしているものではない。質す対象ではない。
柳委員	澤委員が言われたように、提出した文書以外のことは言えない。
田中委員長	そんなことはないだろう。それでは守秘義務の範囲が広すぎる。
足立議長	今日はここまで議論が進んだ。するならやってみて、副議長や監
	査委員が言うような問題が出てくればやめればいい。
	今日まで、するというふうに進めてきたのではないのか。
田中委員長	やりたいと思っている。
柳委員	委員長の提起だ。すると書いてあるが、それは決まっていない。
田中委員長	提案だと言っている。
足立議長	やってみて、いけなければやめればいい。監査委員に対する質疑
	ではなく、監査委員の考え方を聞く場を持つということだと思う。
田中委員長	考え方を聞いて、意見交換をするのであって、質すのではない。
足立議長	認識がちょっと違うようだ。やってみて、いけなければやめれば
	いい。いいと思ってしたことでも、変な方向に行くようであればや
 	めよう。結論を出そう。
 澤委員	結論を出すのはいいけれど、あまり委員長の意見を押し付けない
	ようにしてほしい。
田中委員長	押し付けていない。押し付けられたと思うのであれば、反発して

	意見を言ってくれたらいい。押し付けたくないけど、何も言わない
	から押し付けになってしまう。
吉田委員	監査委員の仕事全般なら、講師をどこかから呼んできて、始めに
	1回皆で研修会すればいいのではないか。その勉強会をしてみて、
	皆がどのように感じるか見てから、町の監査について考えればいい
	のではないか。
田中委員長	最初の勉強会は、そこまで入れないと思う。
森田委員	いろんな組織に監査がある。頼まれてしたこともある。監査の考
	え方は帳簿などに対して適切かどうかを見て、いろいろな意見を言
	う立場だと思う。そのあとの議員同士の報告会、意見交換を監査委
	員の下でするということの考え方がよく分からない。別のところで
	意見交換はするべきだと思う。監査委員は監査の場で意見を言われ
	て、それに基づいて報告書が出される仕組みだと思う。
田中委員長	報告書が出た後に意見交換をして、我々との意見交換を基に報告
	書が作られるのではない。議員同士の意見交換ではない。議選の監
	査委員とその監査委員を選出した議会との意見交換だ。
	ほかの組織の監査は、数字が合っているかどうか、適正に処理さ
	れているかどうかだと思う。行政の監査も元々はそういうことだっ
	たと思うが、今はその範囲にとどまらないで、行政に対する意見を
	監査委員の立場から物申すようになっている。
森田委員	行政の監査委員と一緒にしてはいけないが、私の感覚では、監査
	というのは、数字のことだけではなく意見を言うものだと思う。
田中委員長	今回しようとする意見交換と、監査報告書を監査委員がまとめる
	時期は合わないが、考え方は出された報告書に基づく意見交換だ。
澤委員	分科会や特別委員会で十分に意見が出尽くしていると思う。
田中委員長	やる時期は、局長が言ったように9月定例会前の1週間くらいの
	うちに意見交換をすることになる。
澤委員	その場で意見を言われる。
田中委員長	それは監査委員に対する意見だ。
澤委員	それが監査委員を質すことになるのではないか。
田中委員長	だから、質すことはしないと言っている。
足立議長	元々は、議選の監査委員をどうするかということで始めて、これ
	までどおり選出することになった。そして委員長がこのように提案
	しているのだから、やってみよう。やってみていけなければやめれ
	ばいい。いけないことを続ける必要はない。委員長の提案に、強く
	反対する理由もないと思う。
	この延長上では、局長が言ったように、本会議で質疑するような
	ことになれば、いろいろなことが本会議主義になっていく。
	やってみて、澤委員が言われるような形になるなら、それはそれ
	として私からでも「やめよう」と言う。監査委員を攻めるようなこ
	とになってはいけない。
田中委員長	皆さんの声が聴きたい。やってみようか。
	(「やってみよう」の声)
澤委員	山梨大学の江藤教授は、決算審査や予算審査とかのスケジュール

		T
		で、岩美町にあわせたものを基本にしているのか。局長が言うよう
		に東部の町でも、議会によってバラバラだ。
	田中委員長	各議会のスケジュールのことまでは考慮していないと思う。
	澤委員	江藤教授の論文を基本に委員長が提案しているのなら、どんなス
		ケジュールを基本にしているのか。局長が言ったように報告書を本
		会議場で読んで、それに質疑する議会もある。定期監査を半期ごと
		にするところもある。いろいろなところがある。
	田中委員長	ただ、議会と議選監査委員との関係をどう作るかということだ。
		時期がどうとかこうとかいうことはない。やってみようとなれ
		ば、岩美町の場合ならどの時期が良いか、それぞれ考えればいい。
	澤委員	はい、やろう。
	田中委員長	一番監査委員が大変だ。
	澤委員	だから言っている。一番私が言わないといけない。
	足立議長	みんなで決めても、監査委員がやめたと言えばそれで終わりだ。
	田中委員長	監査委員に了解してもらわないといけないので、私だけがしゃべ
		っていてもいけないから、皆さんに発言してもらいたい。
		(「やってみよう」の声)
	澤委員	第1回だけはやる。それ以後は分からない。
	田中委員長	勉強会をいつするかは、具体的に正副委員長が監査委員と相談す
		る。それをやってみて、そのあと、もっと専門的な人を呼んで勉強
		しようということになれば、それはそれで相談することになる。
		監査報告会は、12月議会から始める。12月議会に提出される
		8・9・10月分の例月出納検査の報告書を基にした報告会にな
		る。いつするかは、日程を見ながら相談して皆さんに提示したい。
	杉村委員	今の委員長の提案は、12月に予定されている初めての監査報告
		会の対象は、9月定例会に提出された決算審査意見書や定期監査報
		告書は含まないで、直前の3か月分の例月出納検査だけということ
		か。それはあまり意味がないのではないか。
	田中委員長	意味がないというのはなぜか。初めてのことだし、あまり監査委
		員の負担になってもいけない。関連して何か出てくるかもしれない
		が、対象としては、例月出納検査3か月分。遡って報告や説明は求
		めない。それは駄目だとは言えないが、関連して意見交換の中で出
		てくることは考えられる。理解してほしい。
	杉村委員	先ほど申し上げたとおりだ。
	田中委員長	「意味がない」というのは取り下げてほしい。
	杉村委員	いや、取り下げない。
	田中委員長	なぜか。
		(「個人の思いだ」の声)
	足立議長	進行。
	田中委員長	後で説明を加えないといけない言葉は使わないでほしい。
		(午前12時) 12時になったが続ける。
(2)	田中委員長	(2) 議員活動の実態調査
		前回の委員会までで、議員活動領域A・B・CとXが確認できた
		ので、実態調査をしたいと思う。会津若松市や葉山町は、これから

		始めるとして向こう1年間の調査をしているが、それでは間に合わ
		ないので、思い出してもらってこれまでの1年間を調査したい。
		資料の「今後の予定と協議事項」の中の①に書いている。実態調
		査を10月中に行ってはどうか。対象期間は去年の8月から今年の
		7月までの1年間。これについては、葉山の報告書に調査項目や調
		査表がある。前回の委員会で確認したように、議員個人の広報活動
		は入っていない。X領域に町民の意見を聞き取った活動も入ってい
		る。そこの部分は、我々はXとして入れないことにしている。入る
		とすれば、Cのところで議案審議や一般質問の準備などで当てはま
		るのであれば算定時間に入る。葉山がXに入れている部分は入らな
		い。これまでの我々の確認と引き比べてこれを読んでほしい。
		今日は時間がないので議論はしない。葉山の報告書を参考に、こ
		れまで確認したことに基づいて、調査表を作る。10月の上旬にそ
		の説明や確認を含めて、次の委員会を開きたい。日程は追ってお知
		らせする。今日の協議事項に議員活動の実態調査についてと書いて
		いるが、具体的に我々が自己調査をする方法などは、10月上旬に
		開催する次の委員会で話し合いたいと思うがよろしいか。
	吉田委員	この期間には、今年度コロナウイルスで中止になったりしたもの
		があるので、この期間でいいのだろうか。そこはどう対応するか。
	田中委員長	それより前の期間にしなかった理由は、初めて議員になった方が
		多いので、なってすぐの1年間ではないほうがいいと思った。
	吉田委員	色々中止になった事業をどう考えるか。
	田中委員長	住民との意見交換の材料として提案するので、結果をまとめる段
		階で誤解のないような報告に反映すればいいと思う。
		実態調査の具体的なことについては次会で行うので、今日、配っ
		た資料は改めて目を通しておいてほしい。
(3)	田中委員長	(3) 今後の協議事項とスケジュールについて
		説明だけすると、私が提供した文書にある「改選1年前をメドに
		結論を得る」とは、上げる、下げる、変えないの3つ考えられる
		が、どれになるかは別として、いずれにしても「改選1年前をメド
		に結論を得る」ことを目指したスケジュールを考えてみた。
		10月に先ほど言ったような調査をする。11月の上旬から中旬
		にかけて調査結果、中間報告のまとめ、中間報告は直接的には住民
		との意見交換の材料ということだ。したがって、この段階ではいく
		らにするとか、上げるとか下げるとかということは出てこない話
		だ。それが終わった後に、11月下旬から住民との意見交換を開始
		する。個別の話だが、まちづくりの会との懇談、意見交換の中で、
		11月下旬には始めたいと伝えた。それに縛られるわけではない
		が、改選1年前を目指すと、こういうことになる。それをだいたい
		2月の上旬くらいまで意見交換を行って、それが終わった後、3月
		下旬くらいまでに、上げるとか下げるとか、同じにするとか、上げ
		るならいくらに上げるとか、下げるならいくらに下げるとか、具体
		的な数字も検討することになると思う。
		それは、直接的には特別職報酬審議会に対する諮問案の検討とい
		CHAIN PANCALLIO INVANALABILE BANDICAL DEBILIDA ANDRES CA

	T	
		うことになる。その諮問案と同じものと、もっと具体的な資料も入
		ったものになると思うけれど、住民との意見交換のための材料を併
		せて作成して、4月に意見交換を行う。その意見交換を踏まえて、
		ここで上げるならいくら上げる、下げるならいくら下げる、あるい
		は同じにするなど、議会として諮問にかける最終の案をまとめるこ
		とになる。ここには4月と書いているが、審議会に諮問をする流れ
		になると思う。審議会の議論が、2か月で結果が出るのか3か月か
		かるのか分からないけれど、5月にかかるかもしれないが、諮問し
		ようとなれば遅くても5月中には・・・
	足立議長	スケジュールではないが、各議員にお願いしたいのは、自分の意
		見をはっきり言えるようにしてほしい。最後には、先ほど3つある
		と言われたが、上げるのか下げるのか、据え置くのかも含めて、き
		ちんと委員会としてまとめてほしい。それまでに、皆さんがそれぞ
		れの意思をはっきりと言える状態にしてほしい。委員長にはそのこ
		 とを確認したい。最後にはどういう方向であっても、岩美町議会の
		委員会としてこうだという方向を出していただきたい。
	田中委員長	形は違うが、住民との意見交換の一つになると思うが、特別職報
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	酬審議会の人たちとの意見交換も行いたいと、私は思っている。
	足立議長	東部四町の各議会の議員は、特に報酬のことについて、各議会で
	, _ , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	はっきりと意思表示をされているようだ。反対、賛成、上げる、下
		げるがあっても、各議会それぞれが、一つにまとめようという方向
		でやっている。岩美町もできる限りその方向で、据え置くのも一つ
		 の結論だし、上げるのも一つの結論だし、下げるのも一つの結論
		だ。その辺のところを改めてお願いしておきたい。
	杉村委員	委員長は、「住民との意見交換会の中に、報酬審議会の委員との
	, , , , , , ,	意見交換を考えている」と言われたように聞いた。私は、それは避
		けるべきだと思っている。報酬審議会は、公正公平な立場からその
		審議会が考えることをまとめられる。対象となる議員との意見交換
		は、町民から見て実態は分からないにしても、圧力を与えるような
		形と受け止められることがなくはない。そのこと自体は、私は避け
		るべきではないかと思う。
		それから、報酬審議会への諮問案の検討と、具体的に書かれてい
		るが、「案の検討」がどういうものか分からない。今まで、特別職
		と議員の報酬について諮問することについて、智頭町のようないく
		ら上げるという答申があるかもしれないが、どのような額がいいの
		か、自紙の状態で諮問をしてきたのではないかと思っている。その
		中で、案の検討とは何なのか。智頭町のようなプラス5万円という
		ようなことはすべきではないと思う。案を出すのではなくて、どの
		くらいのレベルが岩美町議会議員、特別職を含めて、どうだろうか
		と審議して答申を頂くに当たって、案の検討はよく分からない。
	田中委員長	意見交換については、ほかの議員の意見も聞きたい。私が住民と
		の意見交換の一つとして、報酬審議会の皆さんと意見交換をしたい
		と言ったのは、11月下旬から来年2月上旬の間に行う意見交換と
		いうことではなかった。私の言い方が悪かった。審議会に諮問する
I	l	* ノーし (14/4/47 ノに) イム*ノロ * ノノ ル゙応カバ゙ノに。 笛哦云(に昨旧りる

))))) (+) [H ()) ()))
	ときに、ただ文書を提出するだけでなくて、その場面でこちらの趣
	旨を話し、意見交換の形になれば、そこが意見交換の場になると思
	っていた。それもしないで、文書を手渡すだけのほうが良いのであ
	れば、そうする。
	(「そのほうが良い」の声。)
足立議長	今日、この場で結論を出さないといけないこともない。
田中委員長	11月から2月の意見交換の中で行うという意味ではないという
	ことは、私もはっきりしている。
	諮問の案について、据え置くなら諮問する必要はないが、上げ
	る、あるいは下げる額のことは、活動実態も調査して、私たちはこ
	ういう活動をこれだけしているということを踏まえて、上げるのが
	適当だ、あるいは下げるべきだと、議会の考え方として我々自身の
	結論を出すのだから、そこに数字がないということはおそらくない
	と思う。あくまでも諮問であって、これにしてくれという強制力が
	あるわけではないから、我々としてはこういうことを考えているけ
	れど、審議してほしいということだ。私は、これまでの議論を踏ま
	えたら、その目安の数字を、こういうふうに我々議会としては考え
	ているということを、むしろ言うほうが誠実なのではないかという
	ふうに思っている。
	これも、まだ時間がある。2回目の住民との意見交換の時に、
	「それで、いくら上げたいのか」と、必ず聞かれる。「審議会にお
	任せする」と言えば、例えば「そんなに自信がないのか」と言われ
	るかもしれない。
	いずれにしても、2回目の住民との意見交換の中では、一定の
	我々の考え方、これくらいに該当するのではないかということは示
	さないと、おそらく議論にならないと思う。そのほうが、議会とし
	ては誠意ある姿勢を示すことになると思っている。
	資料も含めて、意見交換のための報告書を作成することになる。
	その時点でどういう内容にするのかの詰めた議論が必要になると思
	う。ここでいろいろな数字の議論をしても、報告書や住民との意見
	交換会の時の資料には、その数字は出さないということもあり得る
	ので、その時点で具体的に相談して決めていきたいと思っている。
足立議長	私は県議長会、東部議長会の一員の立場なので、今後皆さんの意
	見の中にある程度具体的な数字的な問題が出て議論になれば、私の
	立場で他町村の議会との数字的なつり合いについて発言させてもら
	う。現在も事実、県下の議員報酬は大差ない。それは、他の町村と
	のバランスをどの町村も考えておられる。議会で決めた数字を直接
	住民に持って出る前に、予算の問題があるので、ある程度、執行部
	に相談せざるを得ないことも承知しておいてほしい。
田中委員長	議論するときは、議長抜きの議論はない。よろしくお願いする。
	急ぐが次に進む。私が最後に書いている「報酬問題以外の検討事
	項」。これは、前々から言っているが今日も冒頭で言った。並行で
	協議をするということだ。この間、議員報酬のことについて集中し
	てきたが、実態調査に入るので、次回から報酬問題以外のことにつ

		いて議論を進めたい。
		私の提案だが、前回議長から提起のあった審議の在り方の問題
		が、問題提起のまま前回は終わっている。ほかの市町の審議の在り
		方に関わるものを少し見たところによると、公開がいかに行われて
		いるかが、ポイントの一つと思われる。我々も、今の岩美町議会の
		審議の在り方を、今のままでいくのか変えるのかを考える場合に
		は、公開の在り方を検討せざるを得ないと、私としては思う。この
		審議の在り方について、当面議論したい。どういうふうに議論する
		か、議論の仕方も含めた提起は、次回が初回の協議になると思う。
		正副委員長と局長の3人で整理して、皆さんに提案したい。私の
		予想だが、相当に踏み込んだ公開の問題についての検討が必要にな
		ることもあり得ると思う。今の議会の在り方で言うと、大きな流れ
		に沿ったものの議論になるのではないかと思っている。議会の公開
		についてということではなく、審議の在り方についてだ。審議の在
		り方をどうするかを正面に据えて、その中で議会の公開の在り方を
		どうしても踏み込んで検討せざるを得ないことになると思う。次回
		からこれを協議事項のテーマにして進めていきたい。
	杉村委員	審議の在り方を議論する中で公開の在り方を検討することは、私
		としては当然だと思っている。ただ、私は昨年8月に、委員長あて
		に課題等や進め方について、文書で出させてもらったことについ
		て、18回にも及ぶこの会の中で、委員長はそれも含めて検討する
		と言われたが、いまだになされていない。それらの項目も含めて検
		討していいただかなければ、住民との意見交換に臨むことはなかな
		か難しいのではないかと思っている。
	田中委員長	はい。ほかにあるか。よろしいか。
	皆	はい。
4. その他	田中委員長	では、そのように次回に臨みたいと思う。
		そのほか、何かあるか。
5. 閉会	田中委員長	では、本日の会議を終わる。
		閉会 午後12時29分

上記のとおり会議の次第を記録し これを証するため、ここに署名する

> 岩美町議会 議会活動の在り方検討特別委員長